

効果的なリスクコミュニケーションのあり方について

1 土壌及び地下水基準超過事例の公表の考え方について

(1) 土壌汚染対策法に定める区域指定情報の公示について

土壌汚染対策法に定める区域の指定及びその解除については、次の項目について明示して、市の公報に掲載して行うと規定されている。

- ・当該指定をする旨
- ・当該要措置区域等（地番、平面図等）
- ・当該要措置区域等において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
- ・（要措置区域の場合）当該要措置区域において講ずべき指示措置
- ・（要措置区域等を解除する場合）当該要措置区域等において講じられた汚染の除去等の措置等

※環境省のホームページにも全国の区域指定情報が掲載されている。

(2) 札幌市が独自に定める土壌及び地下水基準超過事例の積極的な公表について

ア 考え方の整理

	全て公表	一部のみ※公表 ※ 健康被害のおそれがある場合 の緊急対応としての公表	公表しない
メリット	・土壌汚染状況を広く市民等に周知できる。	・公表する目的が明確である。 (市民への健康被害防止を目的とする周知)	
デメリット	・健康被害のおそれがない場合においても必要以上に市民に不安を与える可能性がある。		・健康被害のおそれがある場合、市民への周知が不十分になる。
	・周辺地の地価変動要因になり得る	----->	<----- ・情報隠蔽と非難される可能性がある。

イ 札幌市における土壌及び地下水基準超過事例の公表の考え方（現状）

	市民への健康被害のおそれがある事例	市民への健康被害のおそれが極めて小さい事例
考え方	積極的に公表を行う。	積極的な公表は控える。
理由	市民への健康被害防止を目的とする周知の必要があるため。	市民へ必要以上に不安を与える可能性があることや、地価変動要因になり得ることが懸念されるため。

(3) 札幌市における自然由来ヒ素の溶出量基準超過に関わる周知について

ア 土壤汚染対策法の自然由来に関する規定の整理

土壤汚染対策法の施行通知の中では、自然的原因による区域の指定に関しては、人為的原因によるものと区別して、飲用指導等によって形質変更時要届出区域に指定するよう取扱うことが示されている（下枠内参照）。また、汚染原因者がいないことも考慮すべき点である。

「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」
平成22年3月5日環水大土発第100305002号環境省水・大気環境局長通知（抄）

第4 区域の指定等

1. 要措置区域

(3) 要措置区域の指定基準（健康被害が生ずるおそれに関する基準）

（前略）

また、いわゆる自然的原因のみによる土壤汚染については、地質的に同質な状態で汚染が広がっていることから、一定の区画のみを封じ込めたとしてもその効果の発現を期待することができないのが通常の場合であると考えられる。

このため、かかる土壤汚染地のうち土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、その周辺の土地に飲用井戸が存在する場合には、当該周辺の土地において上水道の敷設や利水地点における対策等浄化のための適切な措置を講ずるなどしたときは「人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準」（法第6条第1項第2号）に該当しないものとみなし、形質変更時要届出区域に指定するよう取り扱われたい。

※人為的原因の場合は、溶出量基準超過があつて、かつ、周辺に飲用井戸が存在すれば、要措置区域に指定される。

イ 札幌市における自然由来ヒ素の溶出量基準超過に関わる健康被害防止の観点からの周知の考え方（案）

自然由来ヒ素が広範囲に分布する札幌市の地域特性を踏まえると、新たに土壤溶出量基準超過が確認されるかどうかにかかわらず、予め、井戸情報を正確に把握し、地下水の飲用利用に対する注意喚起が必要であると考ええる。

① 飲用井戸の存在及び利用用途の把握について

札幌市内には、多数の井戸が存在するが、個人家庭で使用する井戸に関しては届出等が必要ではないことから、行政では井戸の存在及びその利用用途について、全てを把握しているわけではないため、市内の飲用井戸の存在状況を把握する。

② 飲用井戸利用者に対する周知について

飲用井戸利用者に対して、札幌市の地域特性をお知らせするとともに、水質変動によっては基準超過する可能性があることを周知する。なお、個人家庭等で利用される井戸は、個人で水質管理を行うことになる。

2 効果的なリスクコミュニケーションのあり方に関する意見交換

(1) 検討対象

札幌市に広範囲に分布する自然由来ヒ素を含んだ土壌について

(2) 効果的なリスクコミュニケーションのあり方についての検討

ア 基本的な考え方

伝える方法によっては、風評被害や土地取引等の地域経済活動への影響も考えられることから、あり方については慎重に議論すべきと考えている。

イ 検討項目

①市民や事業者に対して伝える内容について

ヒ素自体のリスク、基準超過土壌の健康リスク、市内ヒ素の分布状況 等

②市民や事業者に対して伝える方法について

セミナー、パネルディスカッション、大学の公開講座 等